

○議長（伊達忠一君） これより会議を開きます。

日程第一 雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

○議長（伊達忠一君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。太田房江君。

○太田房江君 自由民主党の太田房江です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

安倍内閣は、二〇二〇年頃までに名目GDP六百兆円を達成する目標を掲げ、これに向けて一億総活躍社会の推進を進めています。そして、一億総活躍社会を実現するための最大のチャレンジは働き方改革です。

今回の改正案は、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図ることで、この働き方改革を進める非常に大切な法案です。政府には、今回の改正で、この働き方がどのように変わり、どのようなメリットがあるのかということについて分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

まず初めに、失業等給付に係る保険料率の引下げの効果について伺います。

アベノミクスの成果による失業率の低下や雇用増により、雇用保険の財政状況等は良好です。失業等給付に係る積立金は、平成二十七年度決算で約六兆四千億円となっています。

この成果を還元する趣旨で、昨年も雇用保険法の改正により保険料率を〇・八％へと引き下げましたが、今回の改正では暫定的に更に〇・六％へと引き下げます。これにより、働く人々の手取り収入は増加をいたします。失業率が下がり、雇用が増え、手取り収入が増えるという経済の好循環を実感いたします。

また、雇用保険料は労使折半ですから、企業側も保険料負担が軽減されることとなります。この分が設備投資や賃上げに活用されれば、今後更に経済の好循環が加速化されると考えますが、この効果について、塩崎厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

続けて、失業等給付の拡充に関連して伺います。

今回の改正では、雇用機会が不足している地域に居住する方に対し、基本手当の給付日数を六十日延長する暫定措置が五年間実施されます。これは、景気回復の波を全国津々浦々に広げ、地方創生を後押しする意味でも重要な取組です。

一方、地域や業種によっては人手不足も心配です。四十七都道府県の有効求人倍率は全てで一倍を超えていますが、業種によっては人手不足状態にあると思われる数字となっており、例えば、介護関係業種は全国平均で三・五倍、またトラック運転手も二・二四倍と高水準です。

人手不足を背景に、外食産業では営業時間を短縮する動きがあり、物流業界でも再配達や時間指定配送の仕組みを変更し、賃金も上げようという企業が現れています。超過勤務規制など労働環境を改善する動きは、働き方改革を進め、生産性向上を牽引する上でも好ましいことです。しかし、この動きに円滑に対応できるのは業界のトップ企業であり、中小零細企業は取組が遅れがちで、結果として、全体で見ると雇用需給のゆがみが大きくなることも懸念されます。

このような雇用需給の不均衡について、一億総活躍社会実現の全体像の中でどのように捉え、どのように対応されようとしているのか、加藤担当大臣にお伺いをしたいと思います。

雇用保険関連でもう一つお伺いをいたします。

雇用保険料の積立金の安定性は、健全な経済成長に支えられていることは申し上げるまでもありません。そして、この経済成長は、我が国の事業所数の九九・七%、従業員数では七〇%を占める中小企業が支えています。この成長と分配の好循環を持続させるためには、中小企業の労働生産性を一層向上させ、賃上げできる体力を付けていくことが重要と考えます。

労働関係助成金制度では、生産性の向上を図る企業に対して助成の割増し等を行うこととなっていますが、仮に生産性の伸びが大きい場合でも、金融機関の事業性評価を活用して判断することになっています。しかし、金融機関は中小企業の融資に対して厳しい対応を取ることが多いとの不満を耳にすることも依然多く、本当に財務データや担保、保証に必要以上に依存することなく、事業内容や成長可能性などから適正に判断できるのかという懸念がございます。

アベノミクスにおいて地方創生と並んで大切な中小企業の実産性の向上をしっかりと後押しできるよう、この助成金の割増し等を適切に運用していくための工夫について、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

次に、仕事と育児や介護との両立支援についてお伺いをいたします。

多様な経験を持つ人々が活躍する企業は、ユニークな製品やサービスを生み出す力が高いと言われています。我が国の産業の強みは、このような消費者の視点に立って考えるところにあり、このことは、子育てや介護の経験を持つ方々にも当てはまります。子育てや介護の経験があったからこそ、その立場に立った製品を生み出すことができたという事例はたくさんございます。このような方々が活躍できる環境をつくることは、我が国の成長にもつながることになるわけです。

子育てや介護をしている方々も安心して働くことができる、職に戻ることができるという環境ができれば、安心して子育てや親の介護にも踏み出すことができる、そんな好循環をつくり出すことが大切です。

今回の雇用保険法の改正案でも、保育所の入所時期との関係で、原則一歳までである育児休業を六か月延長しても保育所に入れない等の場合には、更に六か月、つまり二歳まで延長できるようになり、また、この延長に合わせて育児休業給付の支給期間も延長できることになっております。これにより、キャリアを継続したいと考えている

方々の不本意な離職が防止できます。

そこで、厚生労働大臣にお伺いをいたします。この六か月の再延長ですが、職場の雰囲気再延長しにくいということであれば、その効果が半減してしまいます。育児休業の取得促進の環境づくりのためにどのように企業に働きかけていくおつもりでしょうか、お聞かせください。

最後に、出産などを機に離職した方々の再就職支援について伺います。

現代は、技術革新の急速な進展により、僅か数年のうちに仕事に求められるスキルが変わっていく時代です。この変化に遅れることを心配して、子育てを諦めたり、介護のために離職したりする方々もおられます。離職後、資格を持っているがブランクが心配で現場に復帰したくてもできないという看護師、保育士、介護士さんなどの方々がたくさんいるともお伺いしています。有能な方々が活躍できないのはもったいない話です。

今回の雇用保険法の改正で教育訓練給付が拡充されることにより、就業ニーズの高い分野において、高度かつ実践的なスキルの習得を目的とする講座の増設などが期待されています。

厚生労働大臣に、今後も出産などを機に離職した方々の再就職に向けた支援に全力で取り組んでいくという決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○**国務大臣（塩崎恭久君）** 太田房江議員にお答えを申し上げます。

保険料率の引下げの効果についてのお尋ねがございました。

近年の雇用情勢の改善により、雇用保険の被保険者数が増加するとともに、受給者も減少傾向にあるため、雇用保険財政は安定的に推移をしております。このため、昨年引下げに加えて、平成二十九年度から三十一年度までの三年間に限定して保険料を引き下げることといたしました。これによりまして、昨年の引下げと合わせると、労使それぞれ約三千五百億円の負担軽減が図られ、このことが消費の底上げや企業の経営力強化につながることを強く期待をいたします。

労働関係助成金の運用につきましてお尋ねがございました。

生産性を高めていくことは働く方の職業の安定にもつながると考えられることから、生産性の向上を図る企業に対して労働関係助成金の割増しを行うことによって、こうした企業を積極的に支援をすることとしております。

この生産性の判定に当たっては、地域の企業の経営状況を的確に判断をし、育成していく使命のある金融機関の知見を活用することが有効であり、金融機関が各企業について行う事業性評価の結果を参考とすることが適当であると考えております。この取組を進めるに当たりまして、助成金の支給事務を行う労働局と金融機関との間で密接な連携を図ることにより、企業の生産性が伸びる可能性を適切に判断してまいります。

育児休業の取得促進についてのお尋ねがございました。

厚生労働省では、これまでも、事業主向け説明会や事業所訪問等により育児休業制

度について周知啓発を行ってまいりました。また、昨年の育児・介護休業法の改正では、事業主に対して育児休業取得に対するハラスメント防止措置を新たに義務付け、本年一月より施行されております。

これらに加え、今回の法案では、事業主が育児休業の対象となる方を把握したときは、その方に個別に取得を勧奨する仕組みを設けることとしております。これらの施策により、引き続き育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

出産などを機に離職をされた方の再就職支援についてのお尋ねがございました。

今回、教育訓練につきましては、専門実践教育訓練給付の支給割合を最大六〇%から七〇%に引き上げ、離職後に受給できる期間を現行の最大四年から最大十年に延長するとともに、子育て中の女性が土日、夜間でも受講できる講座を増設をする等の拡充を行うこととしております。

また、教育訓練以外にも、平成二十九年度予算では、復職に積極的な企業を支援する助成金を創設することとしています。これらの取組により、出産などを機に離職した方の再就職や学び直しを支援してまいります。(拍手)

○**国務大臣(加藤勝信君)** 太田房江議員より雇用需給の不均衡に対する取組についてのお尋ねがございました。

アベノミクスにより雇用情勢が大きく改善する中で、介護関連職種やトラック運転手などの分野において人手不足といった課題があると認識はしております。

議員御指摘の中小零細企業への取組については、下請法や独占禁止法の違反が疑われる場合にその取締りを通じて長時間労働を是正する仕組みを構築するなど、関係省庁が連携して総合的な支援を進めているところでございます。また、中小零細企業における人手不足の問題に対応するため、ハローワークでのきめ細かなマッチング支援、職業訓練の実施、職場の魅力を高めるための雇用管理改善への支援などの取組を進めております。

こうした足下の人手不足への対応も含めて我が国の活力を維持していくためには、女性、高齢者など潜在的な働き手の方々に労働参加をしていただくことが極めて重要であり、ニッポン一億総活躍プランを具体的に実現していくことが求められております。

そのための最大のチャレンジが働き方改革であります。働き方改革については、昨年九月以来、働き方改革実現会議において、中小企業を含めた労使のトップや有識者にお集まりをいただき、働く人の立場、視点に立った議論を重ねております。同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現など幅広い分野について三月に実行計画を取りまとめ、働き方改革を強力に推進してまいります。(拍手)